

小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要版

小 千 谷 市
平成26年5月

小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

○小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画〈総論〉

I. はじめに

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 目的及び基本的戦略
- 2 基本的考え方
- 3 実施上の留意点
- 4 発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要7項目
- 7 発生段階

○小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画〈各論〉

III. 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

○小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画〈資料編〉

- 1 実施体制の組織図
- 2 実施体制の役割
- 3 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策
- 4 用語解説

小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 小千谷市行動計画の作成

平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」を受け、政府は、平成25年（2013年）6月に、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成した。また、新潟県においても、平成25年（2013年）9月に、特措法第7条に基づく「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成している。

本市においては、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、「小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成することとした。

市行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示す。

市では、市行動計画等に基づき、取組を推進し、対策を実施する。

2 市行動計画のポイント等

本計画は、特措法に基づく計画となるため、特措法に定める事項や国・県の計画に定める事項等を反映させるとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応の教訓（病原性等の程度に応じた対応）を盛り込んだ。

- ・発生段階を、県の行動計画等に準じて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期として整理
- ・新型インフルエンザ等の発生前においても必要に応じて、「小千谷市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置し、関係課等の連携を強化し、庁内一体となった対策を推進
- ・政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、速やかに「小千谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設置（任意設置）し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を踏まえた対策を行う
- ・政府対策本部長が、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行い、新潟県を緊急事態措置を実施すべき区域として指定した場合、直ちに「市対策本部（法定の対策本部）」を設置し、特措法に基づく必要な措置を講ずる
- ・市は、住民接種の実施主体として、円滑に接種が行えるよう、国・県及び関係機関と連携し、接種体制を構築
- ・「緊急事態宣言」時の各種「緊急事態措置（通常対応よりも更に強力な措置）」を発生段階ごとに明記
- ・新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓（病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替等）を反映

3 行動計画の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生・侵入を、水際対策等で完全に食い止めることは不可能という前提とし、次の2つの主たる目的を設定し、目的を達成するための方針を具体化。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

ポイント

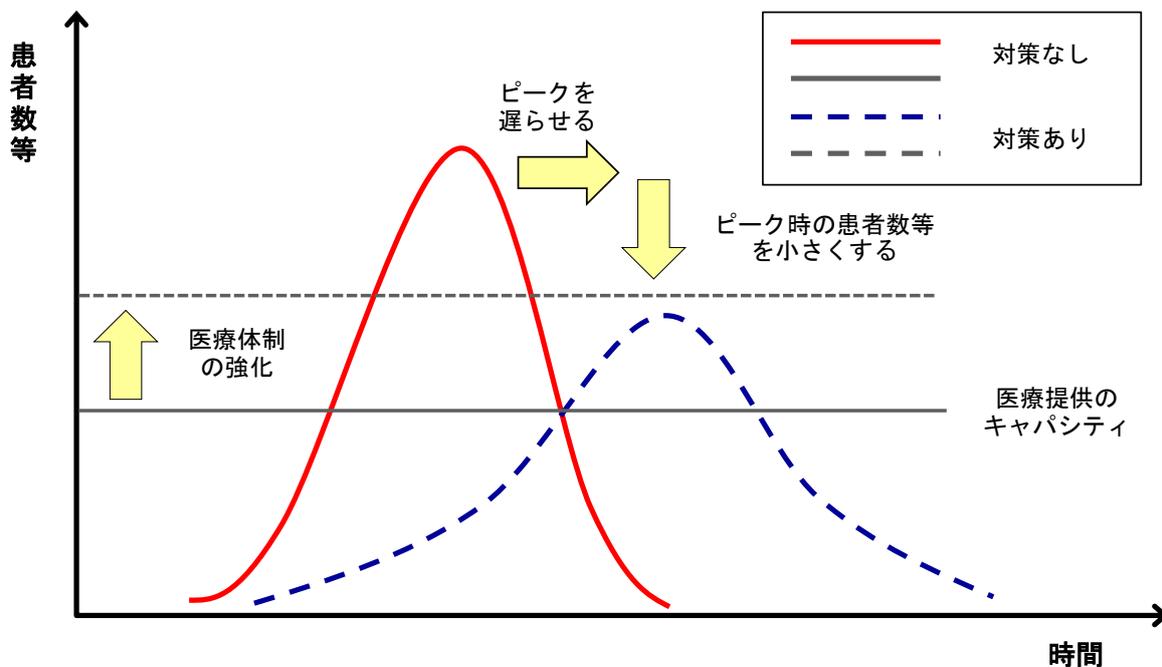
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備・ワクチン製造のための時間を確保
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

○ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ポイント

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める

<対策の効果 概念図>

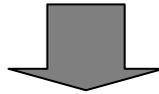


4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・留意点等

新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等をふまえ、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に、各段階における対策を講じていく。

○ 対策の基本的な考え方

- ・一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクがある。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。



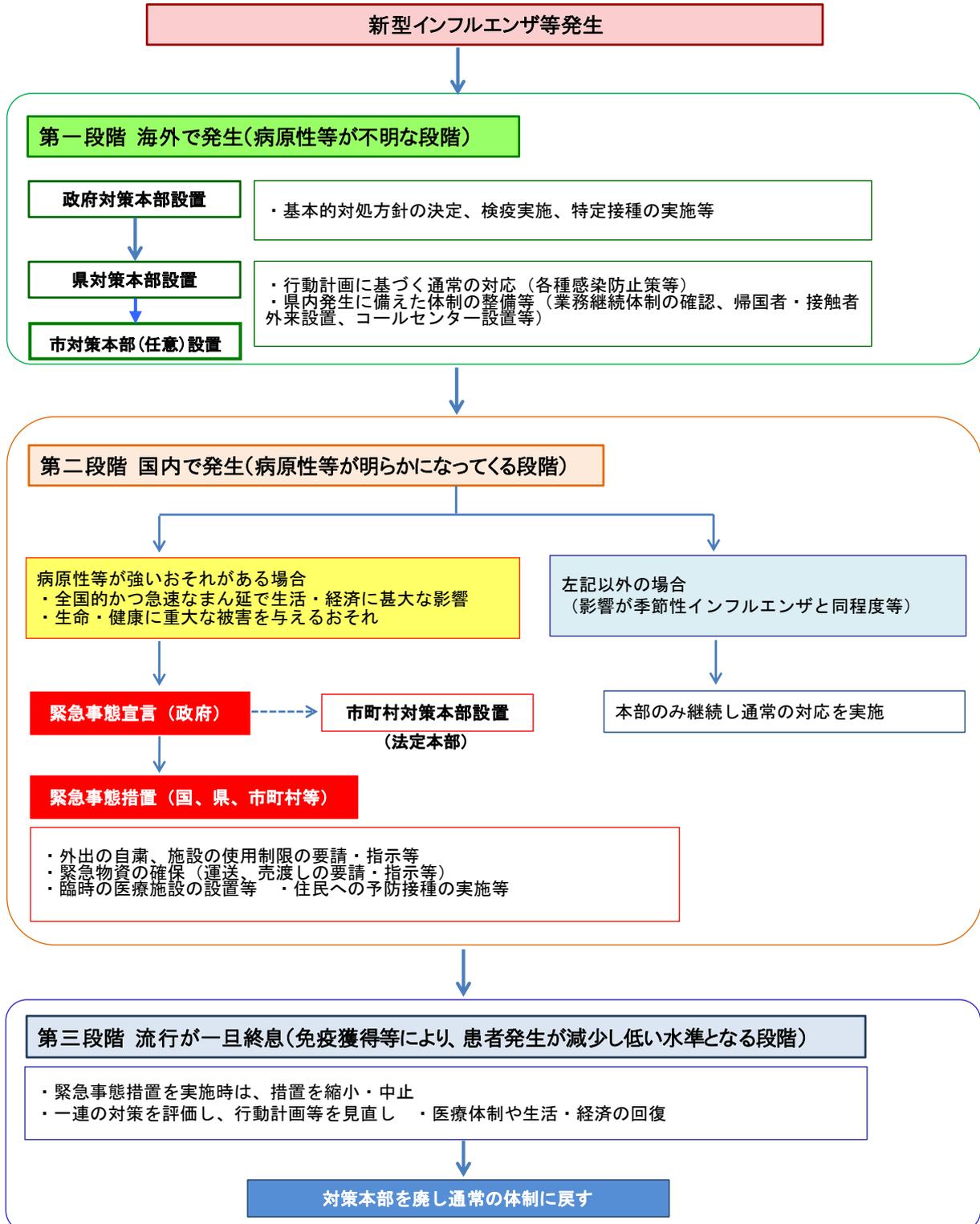
- ・情報が限られている発生当初は、被害が大きくなる想定で強力な対応を実施するが、情報を収集し、対策を評価した上で、順次適切な対策へ切り替える。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、縮小・中止を図る。
- ・新型インフルエンザ等への対策は、外出自粛・施設使用制限等の要請等の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行う。
- ・感染対策等は、事業者や市民一人ひとりが、事業継続対策や予防措置等の適切な行動をとることが求められる。

○ 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

- ・県が行う緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、対策の実施にあたって、市民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・緊急事態措置はどのような場合でも講ずるというものではないことに留意する。（通常の対策で足りる等、緊急事態措置を必要としない場合もある。）
- ・政府対策本部、県と相互連携し、対策を総合的に推進する。
- ・新型インフルエンザ等発生後は、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

＜新型インフルエンザ等発生時の一般的経過例＞

【参考】 新型インフルエンザ等発生時の対策等の一連の流れ



5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実行主体の役割を明確化したうえで、相互連携して対応にあたる。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体としての態勢の整備、対策の推進 ・ 発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・ 新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、まん延防止対策等）の主体 ・ 関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・ 緊急事態宣言時は、法に定める緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・ 国、県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・ 発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生時に、県等と連携し、本来的な業務（医療の提供、社会・経済機能の維持等）を通じて、法に基づく新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・ 新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・ 新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業を行う場合、感染対策等の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得 ・ マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・ 新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

6 発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、国行動計画の分類を踏まえ、県の発生段階を6つに分類しなおす。（段階の移行は、国等と協議の上、県が判断。）

<発生段階の整理>

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める
海外発生期	・法に基づく対策本部を設置する ・国内外の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める ・国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認
県内未発生期 （国内発生早期）	・情報収集、県内発生の遅延と早期発見に努める ・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内発生早期	・県内での感染拡大をできる限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・市民生活・経済への影響を最小限に抑える
小康期	・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

7 対策の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を7項目に分けて立案する。分類にあたっては、対策の一体性や連続性を考慮した。

対策の項目	内容
1 実施体制	発生前、発生後の市及び関係機関の体制等
2 サーベイランス・情報収集	発生状況の調査・監視、関係情報の収集、分析及び関係機関への還元等
3 情報提供・共有	情報提供手段の確保、発生時の市民等への情報提供等
4 予防・まん延防止	感染拡大防止策の実施等
5 予防接種	ワクチン・予防接種（特定・住民）等
6 医療	県の対策への協力、在宅療養患者への支援等
7 市民生活・経済の安定の確保	生活や経済へ与える影響を最小限とするための各機関への働きかけ、高齢者・障がい者等への配慮等

7-1 実施体制

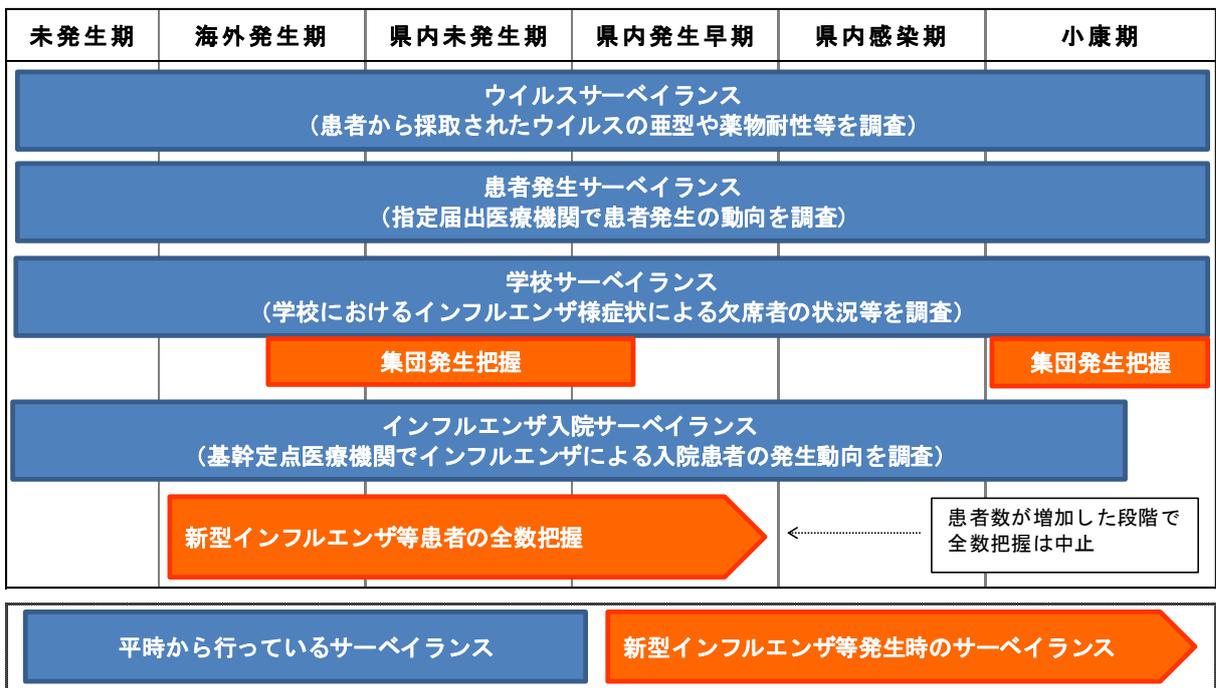
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係機関等が連携、協力して講じるため、全市的な推進体制を整備。

新型インフルエンザ等 対策連絡会議 （未発生期、小康期）	未発生期において、必要に応じて行動計画の策定・見直しの他、 新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の検討、情報収集等を行 う。対策本部廃止後の小康期には、これまでの対策の評価等を行 う。 座長：副市長 構成員：庁内関係課長等 事務局：危機管理課、健康センター
新型インフルエンザ等 対策本部（任意設置） （海外発生期～県内未 発生期）	府県対策本部及び県対策本部が設置された場合に設置。 国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を踏まえ、対策の総 合的な実施体制を整える。 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：課（局）長等 事務局：危機管理課、健康センター
新型インフルエンザ等 対策本部（法定本部） （県内未発生期～小康 期）	府県対策本部長が特措法に基づく「緊急事態宣言」を行い、新潟 県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に設置。 特措法に基づく所要の措置等を行う。 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：課（局）長等 事務局：危機管理課、健康センター

7-2 サーベイランス・情報収集

- ・ 対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集、分析し判断につなげることが必要。
- ・ 患者の全数把握や、学校等での新型インフルエンザ等の発生状況（学級・学年閉鎖、休校等）調査を実施（学校サーベイランス）。
- ・ 感染期等においては、全数把握等のサーベイランスの縮小・中止（通常のサーベイランスは継続）。

<新型インフルエンザ等発生時のサーベイランス>



7-3 情報提供・共有

- ・ 発生時には、県・保健所・市にコールセンターを設置し、適切な情報提供を実施。市民等から寄せられる相談・情報の内容を踏まえ、再度の情報提供に反映。
- ・ 情報提供の際には、受取手に配慮し、複数の媒体を用い、迅速に情報を提供。
- ・ 市町村、医療機関等と、インターネット等を活用した情報共有によりコミュニケーションの充実を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰も感染する可能性があり、患者やその関係者には原則として責任はないこと、個人レベルの対策が全体の対策推進に寄与すること等を発生前から周知する。

＜コールセンターの設置＞

- ・ 国や県の要請を受け、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供に努める。
- ・ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民等がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映。
- ・ 患者トリアージを要する事項（帰国者や接触者、有症患者からの相談など）等、専門的な知識を要する場合は、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」で対応。

7-4 予防・まん延防止

- ・ マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・ 個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置について、国及び県の要請に応じてその取組等に適宜協力する。
- ・ 新型インフルエンザ等の特性等（病原性、感染力）に応じ対策を選択し、対応を切り替える。（感染の拡大の防止のために、外出の自粛や施設の使用制限等について要請・指示する等）
- ・ 国が行う検疫等の水際対策等に関して、必要に応じて、帰国者の健康観察等に適宜協力する。
- ・ 緊急事態宣言後に、特措法に基づく緊急事態措置として県が行う以下の措置に協力する。
 - ①県民に対する基本的感染対策の徹底の要請
 - ②外出自粛・施設使用制限等の要請・指示等

7-5 予防接種

- ・ ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、医療体制が対応可能な範囲内におさまるよう、効果的な接種体制を構築していく。
- ・ 住民に対する速やかな予防接種実施に向けた体制を構築する。
- ・ 政府行動計画及び政府対策本部の基本的対処方針により特定接種を実施する。
- ・ 円滑な接種のため、病原性・感染力が強い場合には、集団的な接種を基本とする。
- ・ 住民接種にあたっては、発生した新型インフルエンザウイルスに関する情報等を踏まえて、国が決定した接種順位により接種。
- ・ 緊急事態宣言後は、特措法に基づく緊急事態措置として、住民接種（臨時の予防接種）を実施。

7-6 医療

- ・ 市は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力をする。
- ・ 情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用する。
- ・ 医療機関、県、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関へ移送等）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備等を行う。
- ・ 医療機関が不足する事態において、県が行う臨時医療施設の設置に協力する。

【参考】

＜県が設置する帰国者・接触者相談センター＞

- ・ 発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- ・ 患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小・廃止。

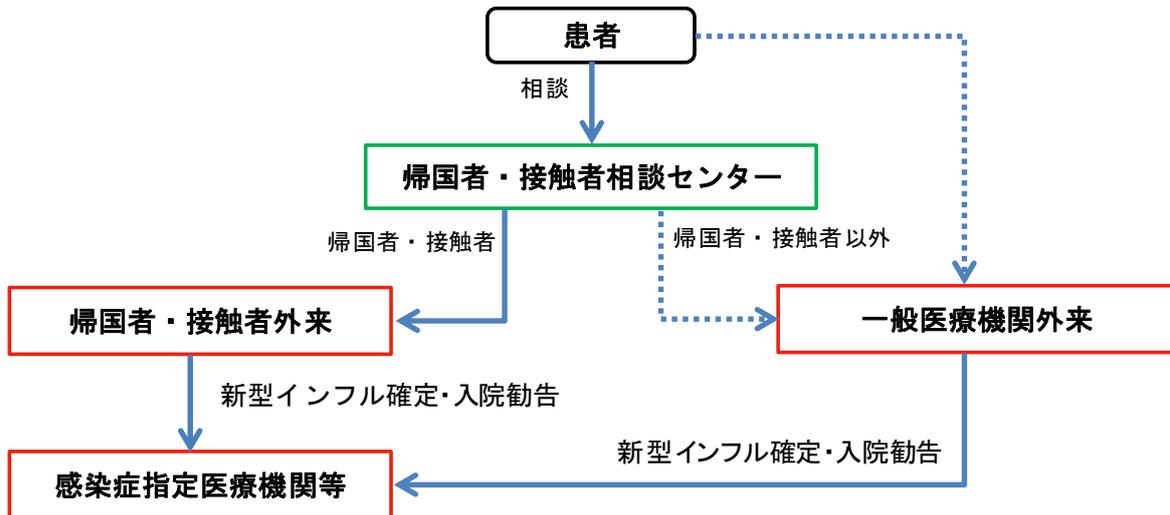
＜県が設置する帰国者・接触者外来＞

- ・ 発生国からの帰国者や、患者等の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者を診療。
- ・ 患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。

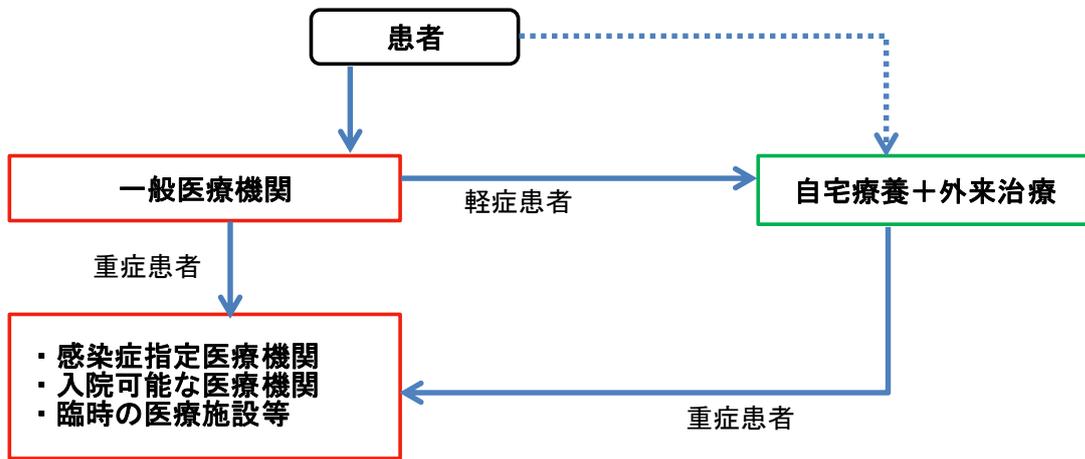
【参考】

＜発生段階ごとの医療体制＞

医療体制＜海外発生期～県内発生早期＞



医療体制＜県内感染期＞



・ここでいう、一般医療機関とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても、院内感染対策を要する。
・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、入院勧告も原則行わない（患者入院によるまん延防止等の効果が望めないため）

7-7 市民生活・経済の安定

- ・ 新型インフルエンザ等発生時は、流行が約8週間程度続き、本人や家族のり患等により、県民の生活や経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ 発生時の市民生活・経済への影響を最小限とするため、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関等が、特措法に基づく事前の準備（業務の継続等）を十分に行うことが重要。
- ・ 一般事業者にも、発生時の対応（業務の重点化等）及び感染対策等の事前の準備を整えることを周知する。
- ・ 緊急事態宣言後は、特措法に基づく措置として以下の対応を行う。
 - ① 国から示される、事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。
 - ② 浄水・排水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
 - ③ 県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
 - ④ 県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

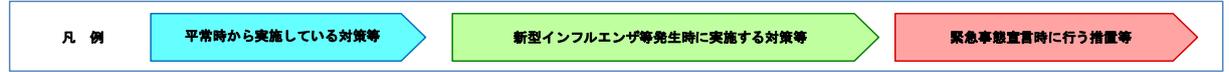
【参考】

<指定地方公共機関、登録事業者等の対応例>

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
指定地方公共機関	業務継続計画（診療継続計画）の策定・見直し					
		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等		重要業務を継続（業務継続計画等の履行）		
登録事業者		特定接種		緊急事態宣言後の措置を履行 （医療の提供・ライフラインの維持、物資の運送等）		
	事業継続計画（BCP）の策定・見直し		パンデミックワクチンの先行接種		特定接種	
一般事業者	重要業務の重点化に向けた準備			不要不急の一部の業務の縮小		
		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等		多数の者が集まる施設の感染対策徹底・利用制限等 （県等による特措法24条9項、45条3項の措置の履行）		

【参考】

新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（発生段階毎の主な対策）



段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	・発生に備えた体制の確認、整備 ・発生の早期確認	・国内外の状況等の注視 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制の整備	・国内発生状況等の情報収集 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制の整備	・県内感染の拡大の抑制 ・患者に適切な医療の提供 ・まん延に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・県民生活・経済への影響を最小限に抑える	・流行の第二波に備える ・医療体制や県民生活・経済の回復

（注）発生段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

